

令和 6 年度版

認定こども園
入園の手続き

東かがわ市教育委員会事務局子育て支援課
【令和 5 年 9 月改訂】

1. 教育・保育給付認定の申請について

申請を行うことで、教育・保育給付認定審査が行われ、次の3つの認定区分を受けられるようになり、その認定を受けると、施設の利用ができるようになります

■ 認定区分の種類

○ 1号認定

<区分> 『**教育標準時間認定**』のことです。

<対象> お子様が満3歳以上で、教育を希望される方が対象になります。

○ 2号認定

<区分> 『**保育認定（標準時間・短時間）**』（満3歳以上）

<対象> お子様が満3歳以上で、保育を必要とする事由に該当し、保育を希望される方が対象になります。

○ 3号認定

<区分> 『**保育認定（標準時間・短時間）**』（満3歳未満）

<対象> お子様が満3歳未満で、保育を必要とする事由に該当し、保育を希望される方が対象になります。

■ 保育の必要量の種類

2号認定と3号認定を受けの方は、保育の必要量により、『**保育標準時間**』と『**保育短時間**』に区分されます。

○ 保育標準時間

月の就労（就学）時間の合計が、120時間以上の方が対象となります。

主に、フルタイム勤務を想定した利用です。

<施設利用可能時間> 11時間/日

○ 保育短時間

月の就労（就学）時間の合計が、64時間以上120時間未満の方が対象となります。

主に、パートタイム勤務を想定した利用です。

<施設利用可能時間> 8時間/日

※夫婦のどちらかが『**保育短時間**』になる場合は、『**保育短時間**』が認定されます。
保育希望理由が「育児休業中」や「就労予定」等の方も、『**保育短時間**』となります。

■ 保育を希望する理由の種類

- ・ 就労（フルタイム、パート、夜間、自営業、居宅内の労働など、基本的にすべての就労）
※ 1 カ月あたり 64 時間以上必要
- ・ 妊娠、出産（産前産後 2 カ月の期間）
- ・ 保護者の疾病、障害
- ・ 同居または長期入院等している親族の介護や看護
- ・ 災害復旧
- ・ 求職活動（起業準備を含む。3 か月が入園有効期間）
- ・ 就学（職業訓練校等における職業訓練を含む）
- ・ 虐待やDVのおそれがあること
- ・ 育児休業取得中に、既に保育を利用している子どもがいて継続利用が必要であること
- ・ その他、上記に類する状態として市長が認める場合

※保育を希望する理由により、提出いただく書類が異なるほか利用期間・利用可能時間が変動しますのでご注意ください。

必要とする事由	提出いただく証明書類	保育利用時間
就労	就労証明書	保育標準時間(月就労時間計 120 時間以上) 保育短時間(月就労時間計 64～120 時間未満)
妊娠・出産	母子健康手帳(写) または 出産予定日を証する書類(写)	保育標準時間 出産予定日の前後 2 ヶ月の期間
疾病・障害	介護看護状況確認書 と 医師診断書(写) または 障害者手帳(写) または 療育手帳(写)	保育標準時間 (疾病の場合は、治癒までの期間)
介護等	介護看護状況確認書 と 介護保険証(写) または ケアプラン(写)	保育標準時間
災害復旧	被災証明書(写)	保育標準時間(復旧までの期間)
求職活動	就労予定申立書	保育短時間(3 ヶ月が入所有効期間)
就学	就学証明書	保育標準時間(月就学時間計 120 時間以上) 保育短時間(月就学時間計 64～120 時間未満)
育休	就労証明書	保育短時間(有効期間は、育休児童が満 1 歳の誕生日を迎えた月または職場復帰する月のどちらか早い月)
その他	状況確認書	その他の理由によるもの

2. 利用申請の受付について

市内の施設の利用を希望する方は、以下の施設で『教育・保育給付認定』と『入園申込み』を併せて申請できます。

【幼保連携型認定こども園】

施設名	定員	所在地	電話
引田こども園（公立）	150	引田 545-6	33-5220
大内こども園（公立）	180	中筋 367-1	25-3777
丹生こども園（公立）	100	町田 182-1	25-4804
けいあいこども園（私立）	125	白鳥 647-1	25-1795

【保育所型認定こども園】

施設名	定員	所在地	電話
認定しろとりこども園（私立）	75	松原 555	25-1591
東かがわこどもアカデミー（私立）	150	三本松 1405	25-0308

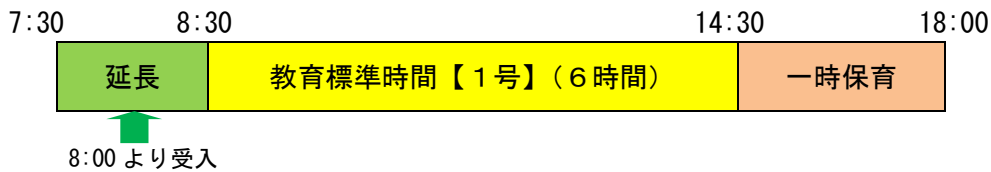
* 定員は令和5年9月1日時点。

■ 『申請書の申請時期』と『支給認定証の交付時期』

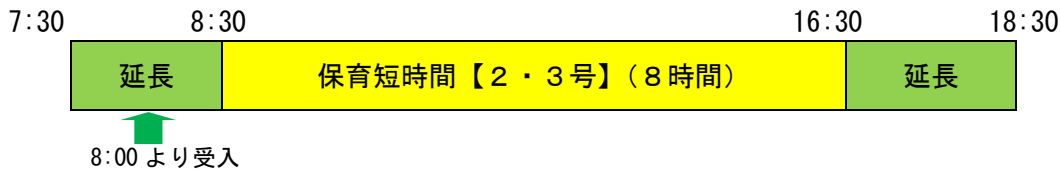
- 4月に新規入園する方 毎年10月に翌年度新規入園の受付をしています。詳しくは市広報紙等を確認して、希望する施設へ申請してください。
認定証は審査が集中するため、2月中旬頃に交付予定です。
- 5月以降に新規入園する方 令和6年度の途中で保育が必要になる予定の保護者の方も、今回の入園申込み（予約）が必要です。年度途中での申込みの場合、状況により希望の施設に入園できない場合があります。
認定証は、状況を確認後、審査を経て、入園前までに交付します。

3. 施設の利用時間について

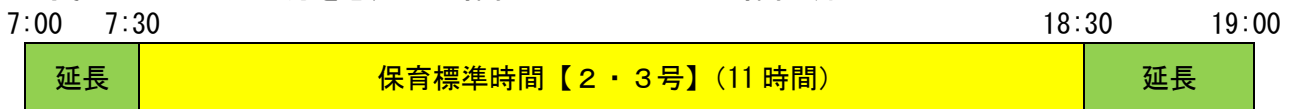
○対象：3歳～就学前のお子様なら誰でも入れます。



○対象：パートタイムの方を想定 4時間/日×16日=64時間/月



○対象：フルタイムの方を想定 6時間/日×20日=120時間/月



※教育標準時間を希望される方で、就労等の事由により常時「一時保育」を利用する場合は、2号認定を受けてください。

4. 利用料金について

令和元年10月から「幼児教育・保育の無償化」が実施され、3～5歳児クラスまでのすべての子どもと0～2歳児クラスの市民税非課税世帯の子どもを対象として、保育料が無償化されています（給食費は除きます）

また、3～5歳児（1・2号認定）のうち、年収360万円未満相当世帯子どもと第3子以降の子どもについては、副食費（おかず＋おやつ代）が免除されます。

* 給食費 = 主食費（ごはん代） + 副食費（おかず・おやつ代）

なお、給食費の金額については、食材料費等に応じて各施設が決定しています。

《保育料の算出方法について（3号認定）》

保育料の算出は、1月1日に住民票を置いていた市区町村民税所得割額によって決まります。保護者の税額を合算した額に該当する階層のうち、年齢区分と保育必要量により金額が決定されます。

なお、保育料は年度内に2回算定されます。

- ・前期分（4月から8月まで）の保育料 . . . 令和5年度 市民税額
- ・後期分（9月から3月まで）の保育料 . . . 令和6年度 市民税額

《保育料負担軽減について（3号認定）》

1. 第3子以降 保育料
第3子以降の保育料は無償とします。
2. 多子世帯・ひとり親世帯等への支援拡充
【多子世帯】
第2子の保育料は半額とします。
【ひとり親世帯（※）】
所得に応じて、9,000円を上限とし、保育料半額以上の負担軽減を行います。また、所得に応じて第2子以降を無償とします。
※母子・父子家庭（生計一にする同居の親族がいる場合を除く。）、在宅障がい児のいる世帯

《副食費負担軽減について（1・2号認定）》

1. 第3子以降 副食費
第3子以降の副食費は免除します。

《利用料金》

- 1号認定
 - ・保育料：無償
 - ・預かり保育利用料
(公立施設)
通常保育日の一時保育：日額 300円
長期休業日の保育：無償
※長期休業日の保育については、預かり保育申請（保護者の就労等による保育の必要性の認定）等が必要となります。
※私立施設の実施状況については各施設に直接お問い合わせください。
 - ・その他諸費が別途必要です。
- 2号認定・3号認定
 - ・保育料：2号認定は無償
3号認定は保護者の市民税額に応じた保育料が基本となります。
 - ・その他諸費が別途必要です。

➤ 延長保育料

(公立施設)

区 分	料 金
1号認定、2・3号認定（短時間） （7：30～8：00）	100 円／回
2・3号認定（標準時間） （7：00～7：30）	100 円／回
2・3号認定（標準時間） （18：30～19：00）	100 円／回
2・3号認定（短時間） （16：30～18：30）	200 円／回

≪休日保育について≫

就労等により、休日（日曜日・祝日）にご家庭でお子様を保育できない場合に休日保育を実施しています。

★実施施設 けいあいこども園 TEL 25-1795

利用申請、利用料金については、実施施設にお問い合わせください。

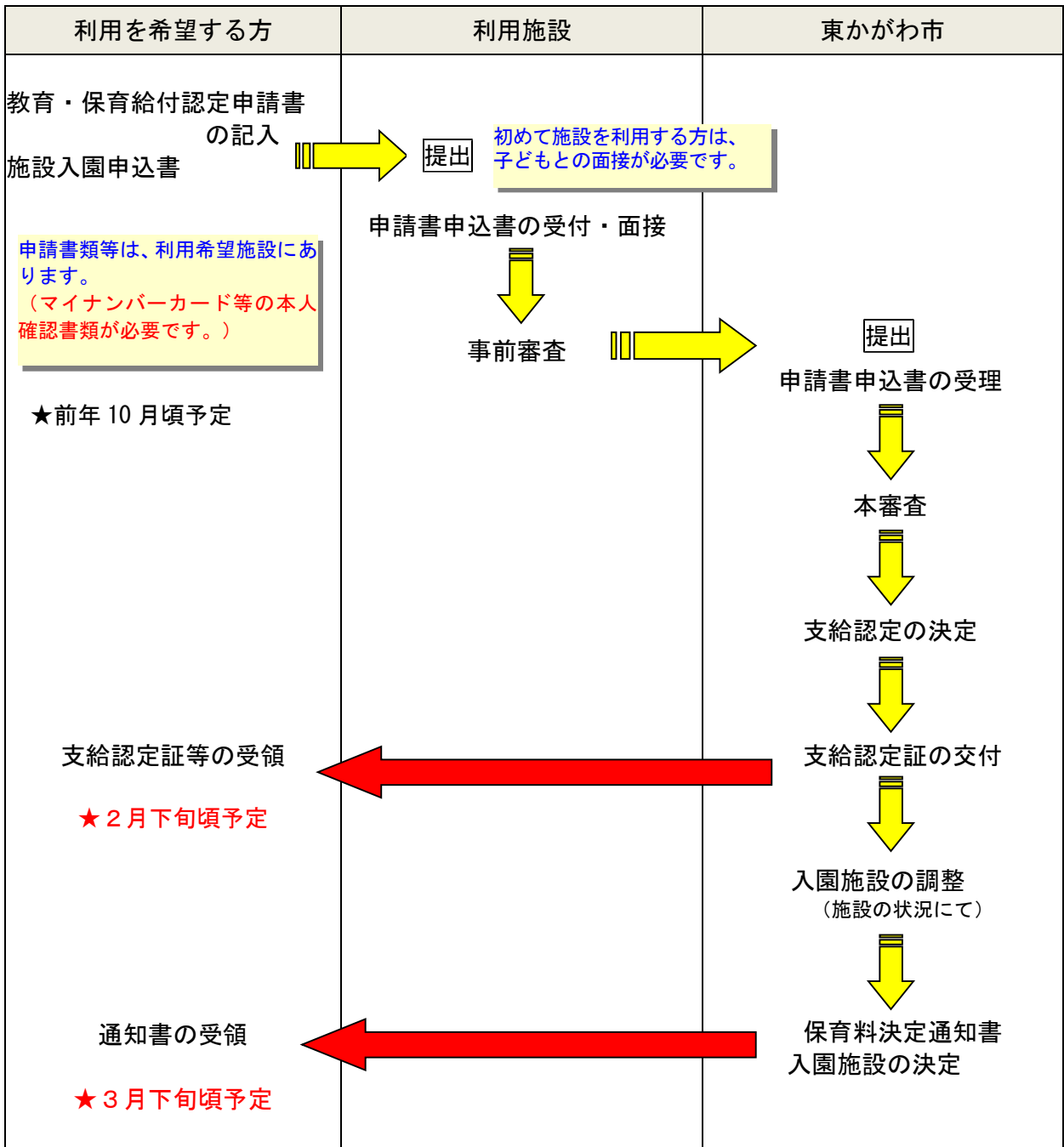
※事前に必ず面談及び利用申し込み等（在籍施設との調整）が必要になります。

『保育料』についてのお問い合わせは、

東かがわ市教育委員会事務局子育て支援課までご連絡ください。

『保育料以外の利用料金』については、利用するまたは利用している『認定こども園』にお問い合わせください。

5. 申請から決定までの流れ



認定こども園に関するお問い合わせは、
 入園を希望する施設（3P） または
 東かがわ市教育委員会事務局子育て支援課
 (TEL (0879) 26-1231) までご連絡ください。